軽自動車税種別割のご案内

問　税務課（☎62-1205）　ID　▶税額…1003181▶申告手続…1003183

軽自動車税種別割は、4月1日に軽自動車などを所有している人に対して課税されます。譲渡、スクラップ、盗難などで所有しなくなった場合でも、**4月1日までに名義変更や廃車の手続を終えていないと課税されます**ので、必要な申告手続は確実に行ってください。

※納税通知書は、5月上旬に発送予定です。
※3月中旬以降は窓口が大変混雑するため、早めに申告手続を済ませてください。
※軽自動車税種別割は月割で計算しないため、4月1日を過ぎてから廃車や名義変更の手続をしても、税の払戻しはありません。
※小型特殊自動車は、公道を走行しなくても軽自動車税種別割の対象になります。所有する際には、申告手続を行ってください。

手続場所

車種区分	届出先
原動機付自転車 小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）	市役所税務課 ☎62-1205
四輪・三輪の軽自動車	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所（豊田市） ☎050-3816-1772
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所（豊田市） ☎050-5540-2047

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車の税額

車種区分		年税額
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）	2,000円
	• 50cc以下のもの • 0.6kW以下のもの	
	• 50ccを超え90cc以下のもの • 0.6kWを超え0.8kW以下のもの	
	125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの	
	• 90ccを超え125cc以下のもの • 0.8kWを超え1.0kW以下のもの	2,400円
	50cc以下または0.6kW以下で三輪以上のもの（ミニカー）	3,700円

車種区分		年税額
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	5,900円
二輪の軽自動車	• 125ccを超え250cc以下のもの • 1.0kWを超えるもの	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

四輪・三輪の軽自動車の税額

新車登録年月によって異なる税額が適用されます。新車登録年月は、**自動車検査証（車検証）の初度検査年月**の欄を確認してください。

車種区分 ＼ 課税区分			新車登録年月					
			平成24年3月まで	平成24年4月から27年3月まで	平成27年4月から令和7年3月まで	令和6年4月から7年3月まで（グリーン化特例(軽課)対象車）		
			重課税額	旧標準税額	標準税額	軽課税額		
						電気自動車など	令和12年度燃費基準90%達成車	令和12年度燃費基準70%達成車
四輪の軽自動車	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	対象外（10,800円）	
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	対象外（5,000円）	
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	対象外（3,800円）	
三輪の軽自動車	乗用	営業用	4,600円	3,100円	3,900円		2,000円	3,000円
	乗用・貨物	自家用					対象外（3,900円）	
	貨物	営業用						

※燃費基準の達成状況は、**自動車検査証（車検証）の備考欄**に記載されています。
※グリーン化特例（軽課）による軽課税額は、新車登録した年度の翌年度に限り適用され、以降は標準税額が適用されます。

ID 7桁の番号を市HPトップページ「ページID検索」に入力し、詳細をご覧ください。